

「御所町絵図」による近世御所町の町割と屋敷地割

A Mansion Ground Profit and Town Division by the Analysis of the Historical City Map of Yamato Gose Drawn in the Edo Period

土平 博*

Hiroshi Tsuchihira

I はじめに

大和国における近世の都市的な集落としては、奈良、郡山・宇陀松山・高取の城下町をはじめ、小泉・新庄・柳本・田原本などの陣屋町（一部、寺内町を起源とするものを含む）、今井や高田のような寺内町、桜井の在町、八木の街道集落が挙げられる。

御所は近世初期に寺内町として形成され、しかも御所藩の城下としての整備も行われたため整然とした町割と屋敷地割をもち都市的集落といえよう。発起源からみると都市構造は複雑であるが、御所藩の廃藩後も整然とした町割と屋敷地割は継承された。現在も御所には近世の都市的集落としての景観が残され、周辺部には新しい市街地を伴って、現御所市域の中心的な集落でもある。

このように近世都市として形成された御所町は、「御所流れ」と呼ばれる葛城川堤防の決壊により、これまで残存する史料は少ないとされてきた。御所町の町割や屋敷地割について分析できる史料として、寛保期の絵図（写真）が『御所市史』¹⁾に掲載されている。この絵図は「御所町古図」（吉井清一所蔵）として紹介されている。新庄町歴史民俗資料館で催された平成14年度春季企画展「描かれた町と村」では、この絵図は「御所絵図」²⁾として展示された。この企画展に際して、御所市内の個人宅³⁾に同様の絵図があることがわかった。

本稿では、後者の絵図から屋敷地1筆ごとの面積および名請人を読みとり、御所町内の屋敷地構成を分析することがねらいである。

II 御所町の概観

御所町は、大和国葛上郡の北部、葛城川の両岸に形成された都市的集落であった。葛城川の東側は東御所、同川の西側は西御所（本郷）とよばれている。

慶長郷帳には「御所三室トモ」と記され、御所村の村高は1419石1斗6升で御所藩領であった。元和郷帳では三室と分離し、村高は617石5石7斗6升となった。寛永6（1629）年御所藩の廃藩により幕府領となり、同16年本多勝行領、承応2（1653）年以後、本多政長および本多政信の所領となった。延宝7（1679）年再び幕府領となった。

御所の町は、慶長5年桑山元晴2万6,000石の藩領の設定に伴い城下として整備された。外堀川、その南に内屋敷、東外屋敷、外屋敷、的場、馬場などの地名が残る。この城を中心として高田川の東岸に形成された集落は東御所と称される。『御所市史』では、町の形成は東御所よりも西御所が古いとされる。

Ⅲ 「御所町絵図」の作成年代と描写内容

1. 作成年代

本稿では、中井氏所蔵の絵図を「御所町絵図1」、吉井氏所蔵の絵図を「御所町絵図2」とする（図1、図2）。両者とも「紙面之通り少茂相違無御座候 以上 寛保二年戊四月」とあり、また「町場合検地並絵図相定者也」と記載されることから判断すると、検地に際して町場の範囲のみ絵図を作成したと考えられる。但し、検地は寛保3年（1743）である。両絵図は基本的には同じ内容を示すが、一部で表記が合致しない屋敷地がみられる。

この絵図には中央に葛城川が南西から北へと描かれ、同川を挟む東西に形成された御所町の町が配置されている。以下、同川東側を東御所、同川西側を西御所とする。

各道路には通名、筋名および道幅が記載され、寺地、屋敷地が整然と描かれている。寺地には除地とされ、間口・奥行の長さが記載されるほか、建物が立体的に表現される（図3）。各屋敷地には番号が付され、面積と名請人が記される。なかには屋敷地でなく上畑と注記されるものがある。また、1筆内に屋敷地面積のほか上畑が別記され面積を記す例がみられる。

2. 描写内容

前述のように「御所町絵図1」および「御所町絵図2」は葛城川を挟んで東西両岸に形成される町が描写されている。以下、東側を東御所地区、西側を西御所地区としてその描写内容を検討していく。

a. 東御所地区

東御所には圓照寺から東に延びる御堂中通（B）に対して、同寺側に近い方から御堂町筋（a）、中町筋（b）、東町筋（c）の3本の道路が直交する（図4）。この3本の筋の最北端には北町通（C）、最南端には南町通（A）が交差する。この範囲が圓照寺を中心とした寺内町の範囲である。圓照寺の門前から東伸する道路が「通」と記載されるのに対して、それに交差する3本の道路は「筋」と記載される。加えて、各道路には道幅の記載がある。御堂中通、御堂町筋、中町筋、東町筋はいずれも幅2間、北町通と南町通は2間3尺と記載される。

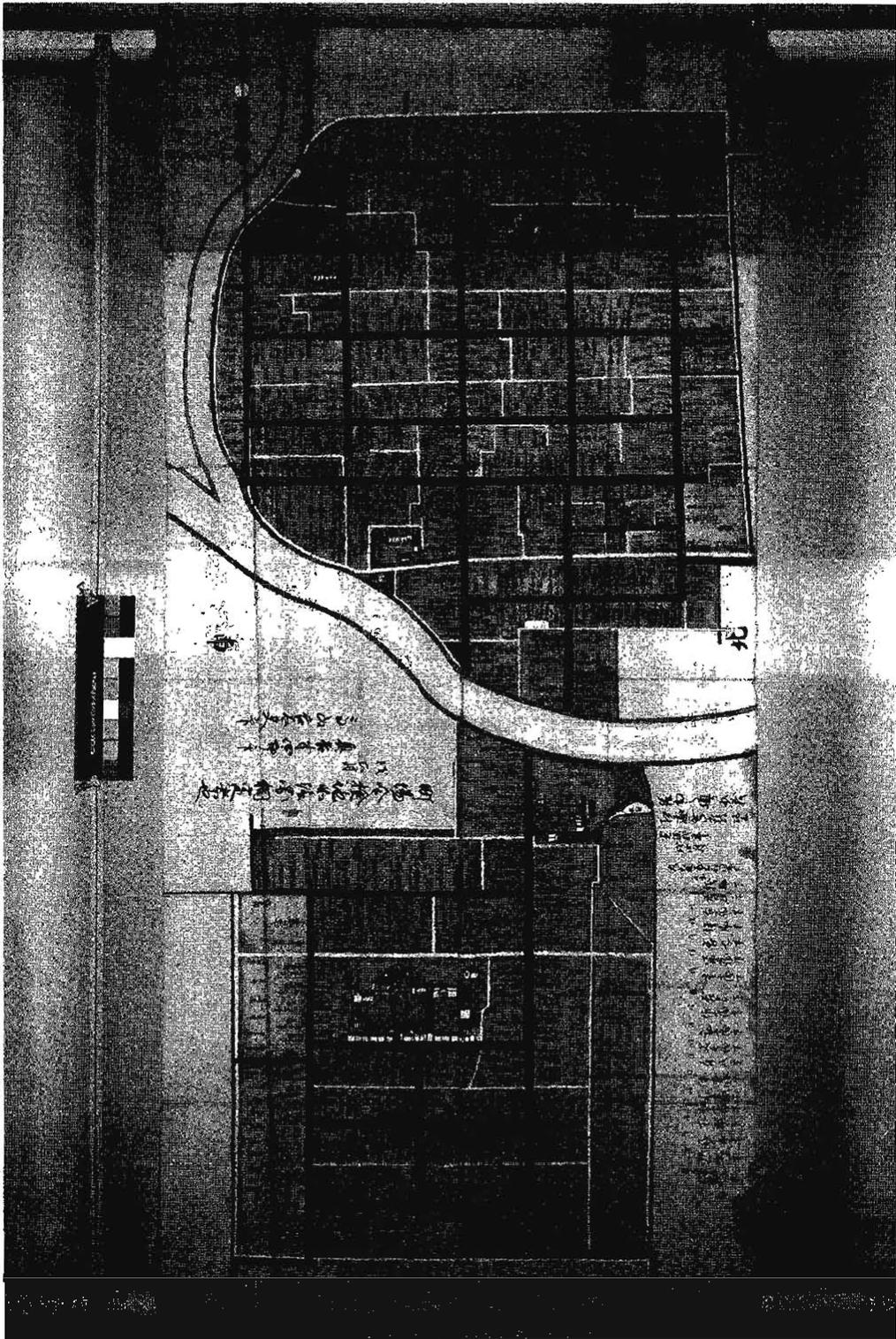


図1 「御所町絵図1」

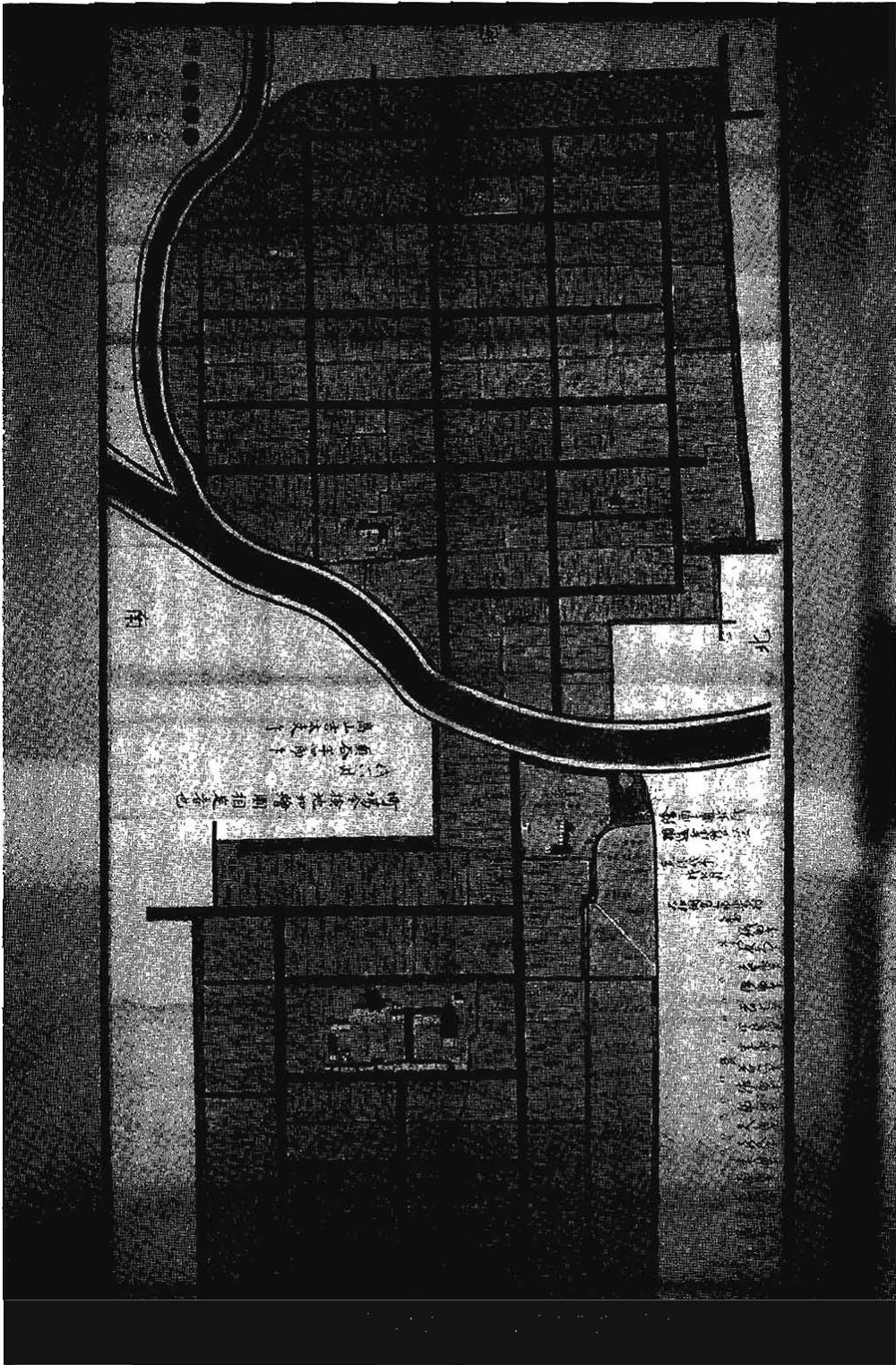


図 2 「御所町絵図 2」

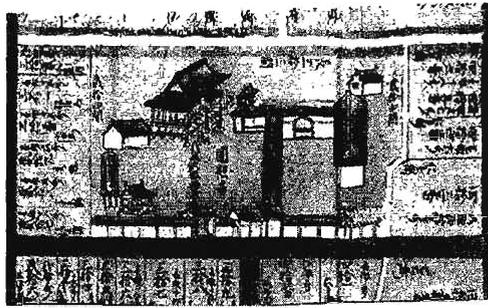


図3 圓照寺の現況と絵図描写

この寺内町の西側には寺内町とは異なる町割がみられる。寺内町の北町通が西延し、新町通(D)と記載される。また、それに分岐して南側へ代官町筋がある。代官町は圓照寺の西側に隣接していて一見連続的に広がった町割のようにみえるが、その境界は水路によって明確に区分されている。

新町通の道幅は2間5尺で、寺内町部分よりもわずかに幅が広い。新町通に面して葛城川沿いには正栄寺(1反8畝18歩)がある。この新町通・代官町筋は前述の寺内町と性格を異にする区域である。

屋敷地の地番は圓照寺南側を1番として、中町筋の北側105番で終わり、1228番から再びはじまり1262番で終わる。前者は寺内町内、後者は新町通・代官町筋に面する屋敷地である。東御所は、この地番の付け方から判断すると、この2地区に分けられる⁹⁾。そのほか、北町通の北裏側には田地・畑地が並ぶ。

屋敷地1筆内に複数の番号が連番で、かつ名請人1名のみが記載されている箇所もみられる。この場合、かつて2筆分であった屋敷地が合筆されたことを意味しているのであろう。よって、絵図上で屋敷地の区画数と地番数をそれぞれ整理集計してみても、その数は合致しない。

b. 西御所地区

西御所は、北側から順に、北町通(A)、六軒町通(B)、本町通(C)、久保町通(D)、裏町通(E)の5本の東西道路に対して、東から順に、東町(a)、北本町(b)、中町(c)、魚町(d)、御堂筋(e)、西町(f)の南北道路が直交する。「御所町絵図2」には、これらに加えて、六軒町通と北町通を結び観音寺の門前を通る道路に観音寺町と記される。

東西道路は「通」と記載されることから、それに対する南北道路は「筋」と考えて良いであろう。道幅は基本的には2間であるが、東町・北本町・魚町・西町の4筋は2間半と広く、逆に裏町通は8尺と狭い。

元文5年(1740)閏7月17日に葛城川・柳田川の堤防決壊により西御所は濁流が襲った。「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃げる者魚の鰯に迫る如し」とあり、これが「御所流」と伝えられている。寛保3年(1743)の検地は「御所

流」後に実施されており、前述のようにこの絵図がその検地成果に基づいて作成されたものとみなすと、絵図面上には復興後の西御所が描き出されているといえよう。

西御所における屋敷地番号順は、最西北904番に始まり、高田川に近い北側1227番で終わる。東御所の地番順とを考え合わせると116番から903番まではこの御所町周辺部分に付せられているものと推測できるが、この点は検地帳の分析を合わせて考える必要がある。

Ⅳ 「御所町絵図」からみた屋敷地の構成

Ⅲでは、屋敷地の地番に注目すると断続する2つのグループに分かれることを示した。この地番の付け方は、寺内町を発生起源とする地区と城下起源が考えられている新町・代官町の地区とする町成立起源の区分と整合する。そこで、東御所地区を寺内町地区と新町・代官町地区に細分し、これに西御所を含めた3地区で屋敷地構成を比較検討してみる。

1. 寺内町地区

寺内町地区の屋敷地は合計115筆（圓照寺敷地を含む）である。この地区の郭となる場所は圓照寺2反6畝12歩で、全体のなかで最も広い面積をもつ。圓照寺境内を除いた114筆を面積の広い順に整理してみると、5畝以上1反未満4筆、4畝以上5畝未満2筆、3畝以上4畝未満6筆、2畝以上3畝未満23筆、1畝以上2畝未満67筆、1畝未満12筆となる。1畝以上2畝未満の面積をもつ屋敷地が最も多く、全体の約6割を占める。各屋敷地は、「筋」よりも北町・南町の「通」側に表間口を向けている傾向を読むことができる（図4）。「筋」に対する「通」の優性が見い出せる。しかしながら、御堂中通と御堂町筋・中町筋・東町筋の関係についてはその傾向はみられない。圓照寺の門前から東へ延びる御堂中通がむしろ劣性にあるとみなすこともできよう。

2. 新町・代官町地区

新町・代官町地区の屋敷地は36筆（正栄寺敷地を含む）であるが、そのうち1筆分は2分割されているため合計は37筆となる。正栄寺境内は1反8畝18歩と全体のなかで最も広い。

正栄寺を除くと善七の屋敷地1反6歩が最大となる。以下、順番に5畝以上1反未満3筆、4畝以上5畝未満2筆、3畝以上4畝未満7筆、2畝以上3畝未満10筆、1畝以上2畝未満12筆、1畝未満1筆である。1畝以上2畝未満の面積をもつ屋敷地が最も多く、全体の3割強である。屋敷地の表間口は、代官町筋よりも新町通に対して向けられ、新町通の優性がみとめられる（図5）。

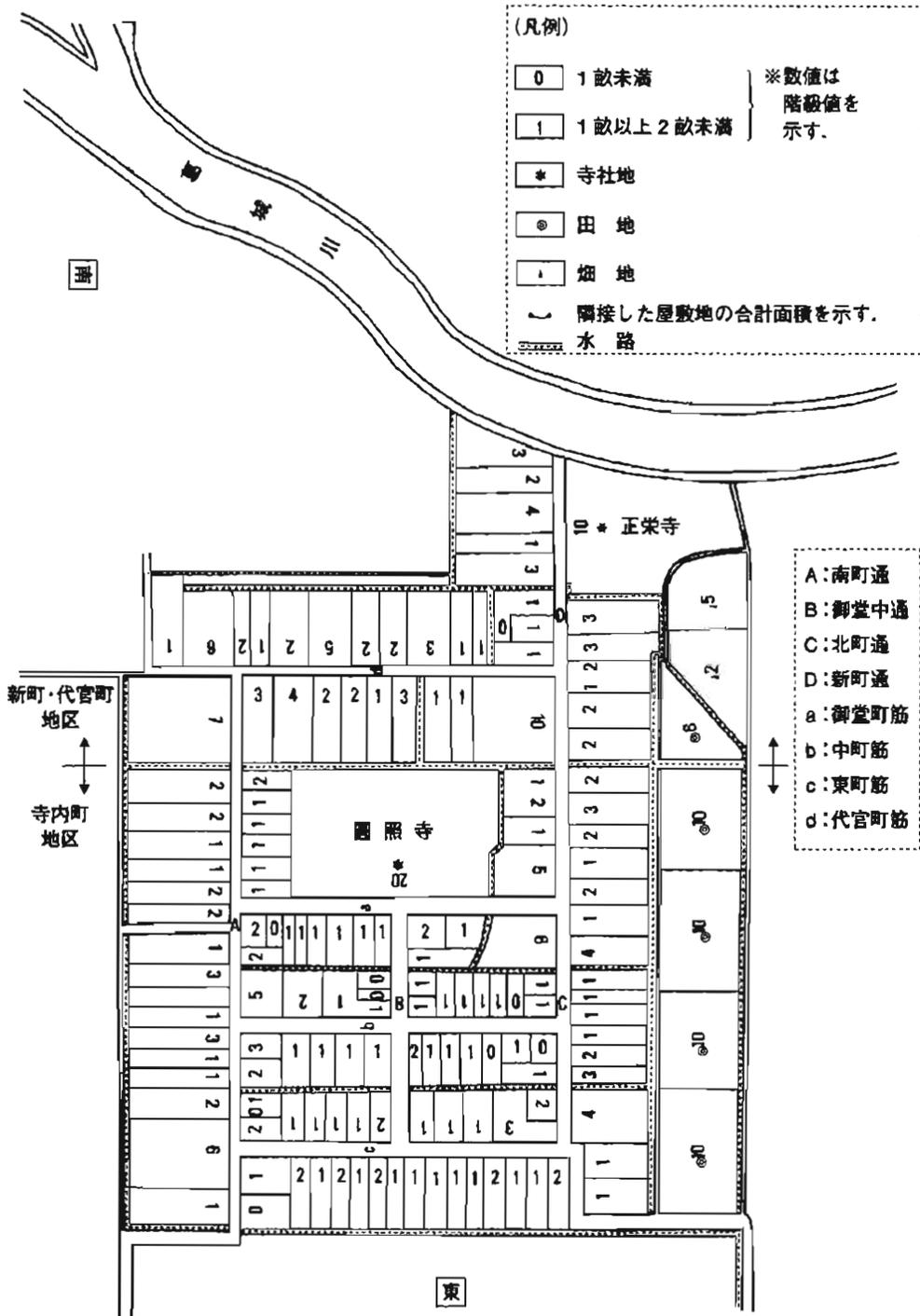


図4 東御所における屋敷地の面積
史料)「御所町絵図(享保2年)」より作成

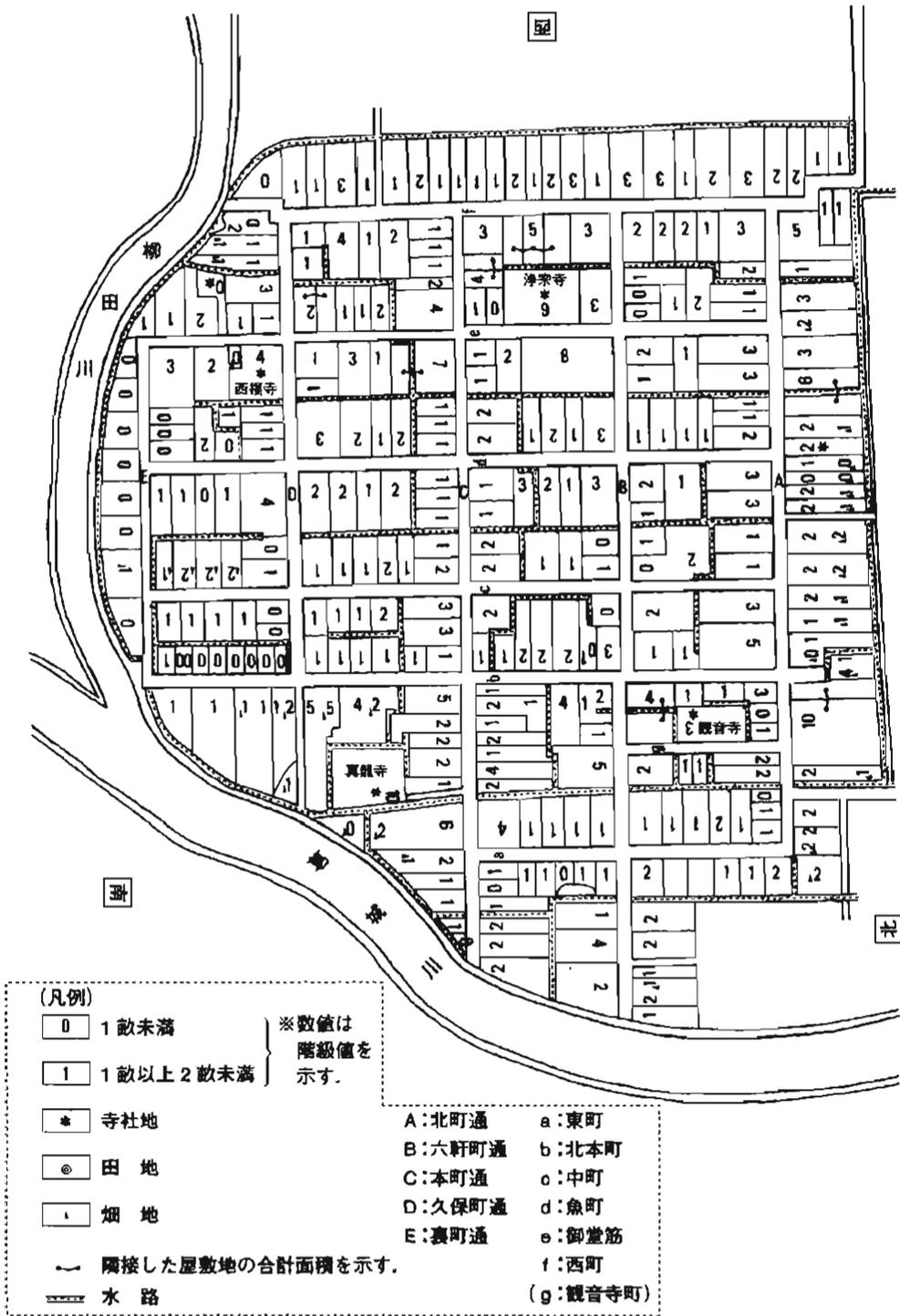


図5 西御所における屋敷地の面積
史料)「御所町絵図(享保2年)」より作成

3. 西御所地区

西御所では除地となっている寺社地が6筆を数える。また、2区画および3区画合筆による面積記載、逆に1区画で2筆分の記載などがみられる。これらを整理すると、349筆を数える。但し、この筆数は絵図に記載される区画数と合わないことを添えておく。寺社地を除き面積の順番を整理すると、1反以上1筆、5畝以上1反未満11筆（うち1筆は上畑）、4畝以上5畝未満11筆（うち1筆は上畑）、3畝以上4畝未満26筆、2畝以上3畝未満88筆（うち10筆は上畑）、1畝以上2畝未満162筆（うち16筆は上畑）、1畝未満44筆（うち5筆は上畑）となる。1畝以上2畝未満の屋敷地が5割弱（畑地を除くと4割強）である。

西御所における各屋敷地の表間口方向は、東御所よりも複雑である（図5参照）。「通」が「筋」に対して優先的に表間口が向けられているのは北町通と本町通である。六軒町通・久保町通・裏町通では直交する「筋」に対して表間口を向ける屋敷地も多く、北本町はその良い例である。

この地区において最大面積をもつ屋敷地の名請人は藤右衛門である。藤右衛門は町年寄の筆頭であり、町内に17ヵ所合計面積5反1畝余の屋敷地をもち、田畑120ヵ所12町7反6畝余を所有していた。

V おわりに

以上、「御所町絵図」から近世御所町の町割と屋敷地について検討した。御所町は成立起源が異なる地区が一体となった近世都市であり、そのなかは複雑な構造であった。そのことは絵図の分析によって、「通」と「筋」という道路および屋敷地の表間口方向の関係からみても明らかであった。

今後、絵図と検地帳の照合による更に詳細な検討が課題として残されている。稿をあらためたい。

〔付記〕

本稿は平成15年度奈良大学研究助成による成果である。絵図の調査にあたって、新庄町歴史民俗資料館田中慶治氏に、そして、絵図の閲覧にあたって御所市中井陽一氏、吉井忠氏にご協力をいただいた。ここに記して感謝いたします。

〔注〕

- 1) 御所市史編纂委員会編『御所市史』御所市、1965、165頁。このほか、御所町役場発行の『大和御所町誌』（1953）にも口絵写真として掲載されている。
- 2) 『描かれた町』（新庄町歴史民俗資料館企画展図録）、新庄町歴史民俗資料館、2002、7頁。吉井忠氏蔵（御所市）。
- 3) 中井陽一氏蔵（御所市）。
- 4) 『大和御所町誌』では、東御所を寺内町と城下の2地区に区分している。一方、『御所市史』では、町

総合研究所報

の成立の特徴から東御所を寺内町の地区、代官町の地区、正栄寺を中心とする地区の3地区に分けて
いる。